

# みなさまの暮らしを応援します。

心身に障害をもつ方をサポートする委託相談支援事業者の紹介



日常生活での不安や悩みをどこで相談したらよいかわからない...。そんなときはお気軽に各相談支援事業者へご連絡ください。

## 福井市内の委託相談支援事業者一覧

**福井市障害者生活支援センター**  
(社会福祉法人福井市社会福祉協議会)

〒910-0019 春山2-7-15 (市民福祉会館1F)  
TEL: 27-0601 FAX: 26-9109  
E-mail: info@fukuic-shakyo.jp  
開設時間: 8時30分～17時15分  
※電話による相談は上記の他、平日夜間20時までと土・日・祝祭日10時～15時もお受けします。

**相談支援事業所「あゆみ」**  
(社会福祉法人高志福祉会)

〒919-0317 北山町22字馬洗1-1  
TEL: 41-8338 FAX: 41-4114  
E-mail: koushi@if-n.ne.jp  
開設時間: 8時30分～17時  
※夜間電話相談は22時まで。  
ただし、具体的な相談や対応は後日になる場合があります。

**足羽ワークセンター**  
(社会福祉法人足羽福祉会)

〒910-2178 梅野町20-5  
TEL: 41-3795 FAX: 41-3796  
E-mail: workcenter@asuwafukushikai.jp  
開設時間: 9時～17時30分  
※上記の時間以外も対応可。ただし、具体的な相談や対応は後日になる場合があります。

**福井県心身障害者コロニー 若越ひかりの村**  
(社会福祉法人福井県福祉事業団)

〒910-3623 島寺町67-30  
TEL: 98-3600 FAX: 98-3642  
E-mail: ryouikusoudan@hikarinomura.jp  
開設時間: 9時～17時30分  
※上記の時間以外も対応可。ただし、具体的な相談や対応は後日になる場合があります。

### 素敵な出会い！応援します。

～福井市障害者生活支援センターからお知らせです～

今年度も趣味や生活に役立つ講座をいっぱいご用意しております。自分の楽しみを見つけたい方、いろいろな人との出会いを求めている方におすすめの催しです。障害に応じたサポートをご用意しています。

#### パソコン相談会

第1火曜日 13時～16時 ※知的・精神障害の方を対象  
(1～3月はお休みとなります。)  
第3木曜日 13時～16時 ※身体障害の方を対象  
(1～3月は障害の種別に関係なく予約をお受けします)

#### パッチワーク講座

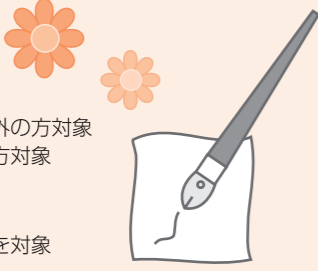
6月末開催予定

#### ペン字講座

8月開催予定 ※肢体・中途障害以外の方対象  
9月開催予定 ※肢体・中途障害の方対象

#### 外出体験講座

9月から開催予定 ※肢体障害の方を対象



上記の催し以外にも楽しい催し、人との出会いや交流の場が盛りだくさん。興味のある方、お気軽に当センターまでお問い合わせください。詳しい内容を書いた資料をお送りいたします。

#### 問い合わせ先

福井市障害者生活支援センター (市社協内)  
電話 27-0601 FAX 26-9109  
電子メール info@fukuic-shakyo.jp

## 主な事業内容

- ✕ 委託相談支援事業者とは  
福井市の委託を受けて障害者等またはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行なうことにより、自立した日常生活又は社会生活が送れるようお手伝いします。  
また、サービスの利用につなげる支援やサービスの支給決定に必要な訪問調査もしています。
- ✕ 日常生活での不安や悩みをどこで相談したらよいかわからない...。そんなときはお気軽に各相談支援事業者へご連絡ください。

### 1 福祉サービスの利用援助 (情報提供、相談等)

ホームヘルプサービスやデイサービスなどの自立支援法による福祉サービス他、利用者にあったサービスの利用方法を共に考え利用に向けたお手伝いをします。

### 2 社会生活能力を高めるための支援

より充実した社会生活を送れるように就職や社会活動、外出などの相談に応じます。  
また、趣味や生活に役立つ講座を開催し、日常生活がより楽しめるよう支援します。

### 3 社会資源を活用するための支援

福祉制度の利用に加え、暮らしに関係する専門の人や地域住民らとのネットワーク、情報などをフル活用しながら、より自分らしい生活が送れるよう支援します。

### 4 ピアカウンセリング

ピア(Peer)とは、「仲間」という意味です。同じ障害をもった人でなければわからない悩みや問題を共に考え、自信を回復するためにピアカウンセラーが自らの経験をもとに助言します。

### 5 権利擁護のために必要な援助

関係機関と連携しながら心身に障害をもつ方の虐待防止や早期発見につとめます。

### 6 専門機関の紹介

心身に障害をもつ方のニーズに応じ、保健・医療・教育・福祉・就労等に関わる関係機関等をご紹介したり、各関係機関が連携をもちながら解決に向けた連絡・調整をします。